

令和 8 年第 1 回神奈川県議会定例会議案

(令和 7 年度 条例その他 その 2)

目 次		
番 号	件 名	ページ
定 県 第 211 号 議 案	建設事業に対する市町負担金について	1

建設事業に対する市町負担金について

県で実施する建設事業に要する経費の一部を、次の範囲内においてそれぞれ負担させるものとする。

既定の負担額を変更するもの

事業名	市町名	既定額	変更額
農地保全事業	小田原市	9,920千円	16,120千円
湛水防除事業	小田原市	15,925	47,409
"	大井町	1,273	3,789
相模川流域下水道事業	相模原市	246,427	285,400
"	平塚市	109,671	127,019
"	藤沢市	7,492	8,680
"	茅ヶ崎市	84,407	97,755
"	厚木市	109,617	126,966
"	伊勢原市	16,652	19,288
"	海老名市	58,997	68,331
"	座間市	42,700	49,457
"	綾瀬市	11,705	13,558
"	寒川町	28,092	32,545
"	大磯町	11,090	12,848
"	愛川町	23,673	27,426
酒匂川流域下水道事業	小田原市	235,156	249,818
"	秦野市	3,607	3,832
"	南足柄市	61,758	65,630
"	二宮町	16,700	17,743
"	中井町	12,301	13,071
"	大井町	13,495	14,335
"	松田町	7,939	8,434
"	山北町	14,809	15,734
"	開成町	27,827	29,570
"	箱根町	294,301	294,726

令和8年2月12日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

県の行う建設事業で市町を利するものについて、その受益の限度においてそれぞれ経費の一部を負担させるため、土地改良法第91条第6項及び下水道法第31条の2第2項の規定により提案するものであります。